

函館市監査公表第28号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年7月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

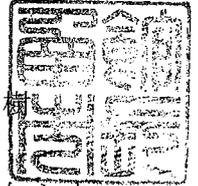


函 企 管 総  
平成30年7月5日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	企業局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ <span style="border: 1px solid black;">その他（行政監査）</span>		
監査等実施期間	平成29年7月25日～平成30年2月26日	講評日	平成30年3月8日
調査対象事項名	本庁公用車集中管理以外の公用車の管理状況等について		
指摘事項, <span style="border: 1px solid black;">意見・要望事項</span>			
<p>(監査意見)</p> <p>(1) 公用車の保有・管理状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両管理要綱の運転日報とは異なった様式書式で使用している部局があったことから、車両管理要綱を順守させるなど、適切に指示・指導すべきと考える。</li> </ul>			
措置内容, <span style="border: 1px solid black;">対応・考え方</span>			
<p>(対応)</p> <p>企業局においては、市の車両管理要綱によらない独自の様式書式を使用していたことから、平成30年3月27日に「企業局公用車両管理要綱」を制定し、運転日報の様式を定めるとともに、当該要綱の順守について周知徹底したところです。</p>			